

社会福祉法人草加松原会役員等の報酬に関する規程

制定 平成 20 年 5 月 31 日

最終改正 令和 4 年 6 月 25 日

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人草加松原会（以下「本会」という。）の理事並びに監事（以下「役員」という。）、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員に対する報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の総額と算定方法)

第 2 条 本会の業務を行う役員等の報酬の総額は別表 1 のとおりとする。

2 役員報酬の算定に当たっては役職、勤務形態に基づき、次の各号のいずれかにしたがって支給する。

(1) 理事長及び業務執行理事には、別表 2 の月額報酬を支給する。

(2) その他の役員には、1 日当たりの勤務時間により別表 3 の報酬を支給する。

3 役員以外の各員については以下の通り支給する。

(1) 評議員については、別表 4 により支給する。但し、各年度の評議員報酬総額が 350,000 円を超えない範囲とする。

(2) 評議員選任・解任委員及び第三者委員に対しては、別表 4 を準用し支給する。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

5 報酬の支給方法等については、社会福祉法人草加松原会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）による給与支給方法等の例によるものとする。但し、別表 3 及び別表 4 の基準にて支給する場合の報酬は都度支給する。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が、会議等に出席した場合には、別に定める役員等の費用弁償に関する規程に従い費用を弁償することができる。

(適用除外)

第 4 条 職員として勤務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第 5 条 本規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

別表 1

役員報酬の総額（各年度）
7,000,000円以内

別表 2

常勤役員の報酬	報酬の月額
理事長	480,000円以内
業務執行理事	350,000円以内

別表 3

非常勤役員の報酬	報酬の日額
各会議への出席の場合	10,000円
1日4時間以下の勤務の場合	10,000円
1日4時間以上の勤務の場合	18,000円

別表 4

評議員の報酬	報酬の日額
会議への出席の場合	10,000円

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 17 日に施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 16 日に施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。